

日本株式会社設立の手続きと費用

特に明記されない限り、本見積書で述べられる日本株式会社とは、日本の会社法に基づき設立された株式会社を指します。

当事務所は日本において株式会社を設立するサービス費用が 850,000 円です。当該費用には、類似商号調査、株式会社の定款の作成、日本における会社定款認証、印鑑 3 個の作成、及び会社設立後の税務届出の日本会社設立に関する各サービスが含まれます。詳細は第 1 節をご参照ください。

当見積書の第 1 節でいう設立サービス費用には、日本会社の株主の宣誓供述書の認証、登録住所の賃貸、資本金受領代理人、法人開設の支援サービスが含まれません。当事務所は上述のサービスが提供できます。費用は第 2 節をご参照ください。

日本において株式会社を設立する際に、投資者は、日本株式会社の株主及び取締役となる方の身分証明書類及び直近 3 ヶ月以内の住所証明書類、資本金額、登録住所（お客様が自ら提供する場合）、及び当該日本株式会社の主たる事業活動及びビジネスモデルを提供する必要があります。具体的な必要書類は第 5 節をご参照ください。

一般的に、日本株式会社を設立する時間は約 4~5 週間です（銀行口座の開設時間を含まない）。設立手続き及び所要時間について、詳細は第 6 節をご参照ください。

本見積書は特別な免許又は許可の別途申請が不要な場合のみに適用されません。日本株式会社の経營業務に免許又は許可の別途申請が必要な場合、当事務所は申請代行できますが、費用が別途相談となります。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

1. 設立サービスと費用

当事務所は日本(東京都)において株式会社を設立する費用が 850,000 円です(株主と代表取締役が各 1 名おり、且つ資本金額が 2,000 万円を超えない場合)。その費用には主に株式会社設立料金及び登録・設立の際に支払う登記料が含まれます。具体的には以下の通りです。

1.1 設立前後の準備と手続き

- (1) 日本株式会社設立に関するお客様の様々な質問の回答
- (2) 設立予定の会社名が使えるかどうかを確認するための類似商号調査
- (3) 株式会社の定款及びその他設立関連書類の作成
- (4) 資本金払込証明書の作成(資本金着金後)
- (5) 印鑑(角印・代表印・銀行印)の作成、作成費用の支払
- (6) 法務局への設立書類の提出、登録免許税等の登記費用の納付
- (7) 登記簿謄本、印鑑証明書の取得
- (8) 管轄税務署、都税事務所への開業届、税務書類の提出
- (9) 財務省への外国投資者の対日本直接投資の報告書の提出(日本銀行経由)
- (10) 株主名簿、会社登録書類一式(会社印、会社設立書類等を含む)の作成

1.2 定款の認証

日本の会社法により、日本において株式会社を設立する前、定款の認証を行わなければなりません。当該認証は、会社の本店所在地における公証役場の公証人によって行われる必要があります。当事務所のサービス費用には定款の認証サービスが含まれます。

備考:

- (1) 上記の費用は株主が 1 名のみいる場合に適用されます。株式会社の株主又は取締役が複数いる場合、1 人ごとに 35,000 円のサービスが別途請求となります。
- (2) 上記の費用には、会社設立により生じた書類の郵便料(ある場合)が含まれません。
- (3) 上述の費用には、お客様に日本語表示又は日本語訳の書類のみを提供することが含まれます。株式会社を設立するために、全ての書類を日本語表記で提出する必要があります。お客様は書類を中国語、英語等の言語に翻訳する必要がある場合、当事務所は翻訳サービスが提供でき、費用を別途請求します。
- (4) 上述の費用には東京都の各法務局への設立申請が適用されます。日本の他の都市の法務局に申請を提出する必要がある場合、費用が別途相談となります。

2. その他関連サービスと費用

2.1 株主の宣誓供述書の認証

日本法規の規定により、日本株式会社の株主は法人の場合、日本における株式会社設立及び取締役の委任に関する宣誓供述書を作成し、所在地の公証役場に認証される必要があります。認証に必要な書類は、具体的に法人の設立場所により決められます。啓源は宣誓供述書の認証を代行することができますが、サービス費用が別途相談となります。

2.2 登録住所貸しの支援

日本において株式会社を設立する前に、投資者は登録住所としての事業所を賃借しなければなりません。当事務所は日本のバーチャルオフィス又は実体オフィス貸しに支援でき、費用は 66,000 円となります。当該費用には日本の不動産業者の費用(使用料、保証金等)が含まれません。お客様は不動産業者の発行した請求に基づきその費用を支払います。

口座開設申請に対する日本の各銀行の審査が厳しくなったため、銀行は、会社の登録住所がバーチャルオフィスである理由で申請を拒否する可能性があります。

2.3 資本金受領代理人

日本株式会社を設立する前に、日本の個人名義の銀行口座を持っている方を、資本金を受領するための資本金受領代理人として委任する必要があります。資本金受領代理人は株式会社の株主、取締役、第三者は資本金受領代理人を務められます。当事務所は、株式会社設立を行うために、資本金受領代理人を提供することができます。株式会社設立の手続完了後、当事務所の資本金受領代理人は資本金をお客様の指定した銀行口座に返還します。当事務所の資本金受領代理人サービス費用は 80,000 円です。

2.4 法人口座開設支援

株式会社の銀行口座を開設する際、お客様は日本在住の代表取締役が自ら日本に出向き銀行口座を開設する必要があります。当事務所は銀行口座開設支援サービス費用が 420,000 円です。サービス内容には、銀行との会議予約、口座申請書類の準備及び関連するコンサルティング・サービスが含まれます。口座開設申請の結果は銀行によるため、当事務所は口座開設申請の審査通過を保証かねます。銀行口座開設申請が拒否された場合、当事務所はサービス費用の 70% (294,000 円)を返還します。

3. 支払条件

当事務所の費用は現金・銀行振込・PAYPAL の支払方法が可能です。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。お支払いの手配のために、当事務所は、注文を確認した後に関連サービスの費用請求書、送金銀行情報及び支払案内をメールでお客様に送付します。サービス性質により、当事務所はサービスを提供する前に費用を全額受領する必要があります。特別な事情がない限り、サービスを提供し始めた後、費用を返還しません。

4. 会社の基本構造

- (1) 少なくとも株主 1 人、代表取締役 1 人で構成されます。
- (2) 取締役が 3 人以上いる場合、取締役会を設置するか否かを決定することができます。取締役会を設置する場合、監査役が 1 人以上必要です。監査役、代表取締役の国籍に関する制限がありません。
- (3) 自然人及び法人は株主となれますが、取締役は自然人ではなければなりません。自然人たる株主は代表取締役を兼任することができます。
- (4) 株式会社は、日本における事業所(登録住所)が必要であり、且つ賃貸借契約書を提供する必要があります(当事務所の登録住所サービスを利用しない場合)。
- (5) 必要な出資の最低額は 1 円ですが、資本金額が会社の信用及び法人口座開設の成功率に関わるため、資本金額を 500 万円以上とすることをお勧めします。

5. 必要書類

- (1) 2~3 の設立予定の株式会社名(日本語及びその英訳)
- (2) 株主や取締役となる方の全員のパスポート(日本の非居住者の場合)、直近 3 ヶ月発行の住所証明書類(公共料金領収書又は銀行取引明細書)写し、印鑑証明書又はサイン証明書の正本
- (3) (法人株主の場合)各法人の法定書類又は類似する存続証明書類の写し(会社設立証明書、年次申告書、株主名簿、取締役名簿等)
- (4) 捺印記名済の賃貸借契約書(当事務所の登録住所サービスを利用しない場合)
- (5) 登録資本金額、株式数
- (6) 取引先・仕入先の所在地、販売・提供予定の商品・サービス、ビジネスモデル等を含む事業範囲(主要な事業活動)。
- (7) 記入済の日本株式会社設立注文フォーム(当該フォームは啓源によって提供される)

備考:

- (1) 上述の印鑑証明書又はサイン証明書は、所在地の公証役場又は政府機関によって発行されるものでなければなりません。日本居住者の場合、個人実印及び法務局の発行する印鑑証明書を提出する必要があります。
- (2) 実際の状況に応じて、上述の書類に加えてその他書類を提供する場合があります。その際に、当事務所は実際の状況に応じて必要書類一覧をお客様に提供します。

6. 設立流れと所要時間

一般的に、全ての株式会社設立手続きを完了するには約4～5週間かかります。具体的には日本の法務局の審査時間によります。詳細は下表をご参照ください。

番号	株式会社設立手続き	営業日 (推計)
1	お客様は日本株式会社設立を当事務所に委託する。当事務所はお客様の実際状況に応じて必要書類一覧を提供し、請求書と合わせてお客様に送付する。	1～2
2	お客様は電子メール・ファックス・郵送にて必要書類を当事務所に提供すると同時に、当事務所のサービス費用を支払う。	お客様次第
3	当事務所は設立予定の会社名が使えるかどうかを確認するために、類似商号を調査する。	1～2
4	お客様は当事務所の登録住所サービスを利用する場合、当事務所は家賃請求書や賃貸借契約書の作成について不動産業者に連絡する。お客様は自ら事業所を提供する場合、事業所の住所及び賃貸借契約書を当事務所に提供する。	5～8
5	登録住所を確認した後、当事務所は定款を作成し、署名が必要な設立申請書類をお客様に送付する(定款作成中、日本の公証役場と予定の事業範囲が適格か否かを確認する)。	10～15
6	お客様は投資者の所在地で宣誓供述書(法人の場合)、取締役や株主のサイン・印鑑証明書の認証手続きを行う。	お客様次第
7	お客様は書類に署名し、認証書類と合わせて署名済の書類を当事務所に送付する。当事務所は当該書類を確認する。	1～2
8	お客様は署名済の書類や認証書類を啓源の日本事務所に郵送する。	お客様次第
9	当事務所は会社印鑑の作成を手配する。	2
10	当事務所は日本公証役場に株式会社の定款認証させる。	4～5
11	投資者は資本金受領代理人又は株主もしくは代表取締役の日本の個人名義の銀行口座に資本金を送金し、送金控え、通帳及び貯金記録等の証明書類を当事務所に提供する。	お客様次第
12	当事務所は設立申請書類を日本の法務局へ提出し、登記申請を行う。	12～14
13	法務局から登記簿謄本及び印鑑証明書を取得する。	2～3
14	当事務所は管轄税務署、都税事務所に開業届や税務書類、財務省に外国投資者の対日本直接投資の報告書(日本銀行経由、定款写し及び会社の登記簿謄本を各機関に提出する)。	5～7
15	啓源の資本金受領代理人サービスを利用した場合、当事務所は資本金をお客様の指定した銀行口座に返還する。	12～14
16	会社設立登記書類一式及びその他の関連書類を作成する。	2～3
17	啓源は会社設立書類一式をお客様の指定した住所に送付する。お客様も啓源のいずれかの事務所へ当該書類を取りに行ける。	1

備考:

- (1) 上記の時間は、お客様の高い協力度に基づき推計されたものです。
- (2) 上記の時間は、株式会社の事業活動に許可又は免許の別途申請が不要となることを前提として計算されたものです。許可又は免許の別途申請が必要な場合、所用時間は延長されます。

7. 登記書類一式(登録完了後得られる法的書類)

会社設立後、当事務所は下記の書類をお客様に渡します。下記の書類は、会社が設立出来たことを証明します。お客様は会社名義で事業活動を行えます。

- (1) 日本株式会社の登記簿謄本 1 部
- (2) 日本株式会社の印鑑カード及び印鑑証明書 1 部
- (3) 日本株式会社の定款及び電磁的記録 1 部
- (4) 日本株式会社の株主名簿 1 部
- (5) 日本株式会社の法人設立届出書 2 部、税務書類(給与支払事務所等の開設届出書、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書各 1 部)
- (6) 日本株式会社の株式取得(外国投資者の対日本直接投資)報告書
- (7) 日本株式会社の代表印(社印)、角印(請求書やインボイスに使われる)、銀行印各 1 個を含む印鑑セット

8. 年次維持サービス

日本の会社法及び法人税法の関連規定により、日本の全ての会社は、決算書の作成、及び法人税・法人住民税・法人事業税・消費税・固定資産税(償却資産税)等の申告を行う必要があります。当事務所は会計記帳、税務コンサルティング、会計書類の入力、各申告書や勘定科目内訳書の作成、及び合理的な節税対策等を提供しています。また、当事務所は給与計算、及び経営管理ビザ・企業内転勤ビザ等のビザ申請代行サービスを提供することができます。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお気軽にお問い合わせください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com